

様式第2号(第5条関係)

令和6年12月27日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 藤平光行 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

1 期 日 令和6年11月28日～令和6年11月29日まで

2 旅行先 中標津町 役場

3 目 的 中標津町議会における議員報酬改正手続きについて研修

4 関係書類 別紙のとおり



日 時	令和 6 年 11 月 29 日 10:00 ~ 12:00
視 察 先	中標津町議会
調査事項	議員の報酬改正について
対 応 者	中標津町議会 後藤 議長, 江口 議会運営委員会委員長 他委員 4 名
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	1. 議員の報酬の増額改正を行った中標津町議会と先行事例として、その詳細について説明を受け、本町議会で現在特別委員会が行っている「議員の報酬について」の知見とする。 2. 現在本町議会においては、「議会議員報酬に 関する調査特別委員」と立ち上げ議論し ている。現在議員の適正な報酬額の算定にあつ ては、全国町村議会議長会が示した、議員の 活動量を算定根拠とした「新原価方式」を 採用することと基本とするという考えが 主論となっているが、その「新原価方式」を 採用し、実際議員報酬を改正した中標津町 議会の改正までの手続きや町民理解の 醸成などについて説明を受けた。 4. 「新原価方式」を採用した先行事例として その経過についてくわしく聞いた中で特に 印象に残ったのは、各議員が提出した個人ごとの 活動量についての正確性、正当性に関して きびしくチェックを行ったということ。町民理解 に関しては、報酬の大幅増額という結果について

町民からの反発はほとんどなかったということ。
1点目については データーの正確性というものは
改正根拠のベースとなるものなので、本町議会
においても今一度 精査が必要であると
感じた。

2点目については、町民の議会に対する関心度
のちがいをという面があるのかとも感じた。
本町においては、議会基本条例にもとづく
議会の説明責任がきびしく問われることと
なるので、今までどおり、さまざまな機会を
設け、町民説明をしながら、正しい結論を
導いていかねければならないと感じた。